

春日井市地域密着型サービス拠点整備等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、地域において将来必要となる地域密着型サービス拠点等の整備を支援するため、小規模多機能型居宅介護事業所等を整備する事業を実施する民間事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その交付については春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる施設等を整備し、運営する者（第1号から第6号までに規定する者にあつては当該施設の所有者に限る。）又は施設等を運営する者に有償で貸し付ける目的で当該施設を整備する土地所有者とする。

- (1) 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室
- (2) 認知症高齢者グループホーム
- (3) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (4) 看護小規模多機能型居宅介護事業所（複合型サービス事業所）
- (5) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- (6) 介護予防拠点
- (7) 地域包括支援センター

2 前項の補助事業者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 暴力団員（春日井市暴力団排除条例（平成23年春日井市条例第28号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと（法人その他の団体の場合にあつては、その代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員が暴力団員でないこと。）。
- (2) 市税等を滞納していないこと。
- (3) 前項の施設等（第7号に規定する施設を除く。）の所有者である場合にあつ

ては、法人格を有し（法人設立予定である場合を含む。）、安定的かつ継続的な施設等の運営が見込めること。

（補助事業）

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が行う前条に掲げる施設を整備する事業で、補助事業が完了した年度の次の年度に当該事業の開始が見込まれるものとして市が計画したもの（以下「地域密着型サービス拠点整備事業」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業等は、補助の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業
- (2) 職員宿舎（介護職員の宿舎施設整備事業を除く）、車庫及び倉庫の建設にかかる費用
- (3) 地域密着型サービス等整備助成事業にあつては、令和5年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した介護施設等を対象とする事業
- (4) 災害レッドゾーン（都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条第1項第8号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地。以下同じ。）において新規整備する介護施設等を対象とする事業。ただし、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合等を除く。
- (5) 災害イエローゾーン（愛知県介護施設等整備事業費補助金交付要綱（平成27年10月14日施行）第3条第1号エ（ア）に定める区域をいう。以下同じ。）において新規整備する介護施設等を対象とする事業。ただし、次に掲げる場合を除く。
 - ア 防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害イエローゾーンから外れることが見込まれる場合等
 - イ 土砂災害警戒区域又は浸水深1メートル以上の浸水想定区域等において、次のいずれにも該当する場合

(ア) 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する日常生活圏域において、当該日常生活圏域の大半が災害イエローゾーンである等、災害イエローゾーン以外での事業用地の取得が困難であること。

(イ) 新規整備を行う介護施設等の事業用地において、市が災害イエローゾーンにおける介護施設等の新規整備を認めない場合、当該施設が所在する区域において市の介護保険事業計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。

(ウ) 新規整備を行う介護施設等又は介護施設等が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。

(エ) 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する災害イエローゾーンの災害想定により想定し得る被災リスクへの対策が非常災害対策計画、避難確保計画等に記載される計画となっていること。

ウ 浸水深1メートル未満の浸水想定区域等において、イ(ウ)及び(エ)に該当する場合

(6) 前各号に掲げるもののほか、既に実施している事業、他の公費負担又は補助制度により現に当該事業の経費の一部を負担され、又は補助されている事業及び春日井市地域密着型サービス拠点整備等事業として適当と認められない事業

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表補助対象経費の欄に定めるとおりとする。

2 補助事業者は、前項に規定する補助対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、別表に掲げる区分に応じ、それぞれ補助金額の欄に定める金額に単位の欄に定める数を乗じて得た金額又は補助対象経費として支出した金額のうちいずれか少ない金額とする。ただし、市長が認める場合を除いては、国又は愛知県が補助事業に係る施設の整備に対して市に交付する補助金の額を限度とする。

2 前項に規定する額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(申請書に添付すべき書類)

第6条 規則第3条第3号の規定により補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 算出内訳書(第1号様式)

(2) 設計図書

(申請の取下げのできる期間)

第7条 規則第5条第1項の規定により申請の取下げをできる期間は、交付決定通知を受けた日から10日以内とする。

(計画の変更)

第8条 補助事業者は、事業の内容を変更する場合(軽微な変更を除く。)には、市長の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(契約の締結)

第9条 補助事業者が事業を行うために締結する契約については、市長が別に定める基準によるものとする。

2 補助事業者は、事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

3 補助事業者は、事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、

寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金は、この限りでない。

(仕入控除税額の報告)

第10条 補助事業者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

2 補助事業者が全国的に展開する組織の支部等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき市長に報告しなければならない。

3 前2項の報告があった場合は、当該仕入控除額の全部又は一部を市に納付させることがある。

(財産の管理等)

第11条 補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が300,000円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずに、この事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

3 市長は、補助事業者に市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(帳簿等の備付け)

第12条 補助事業者は、規則第12条の規定による帳簿等を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日)の属する年度の終了

後5年間保管しておかなければならない。

(実績報告)

第13条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、補助事業の完了の日から30日以内又は補助金の交付決定のあった当該年度の末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(第2号様式)
- (2) 精算額算出内訳書(第3号様式)
- (3) しゅん工した建物の配置図、平面図及び立面図
- (4) 補助事業のしゅん工写真
- (5) 検査済証の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第14条 補助金は、規則第10条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後、に補助事業者の請求により交付するものとする。

- 2 市長は、必要があると認めたときは、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

(検査等)

第15条 市長は、補助事業者に対し補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年6月12日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 改正後の別表中平成31年4月1日から令和元年9月30日までの単価は、同期間中に完了する補助事業に係る補助金について適用し、同表中令和元年10月1日以後の単価は、同日以後に完了する補助事業に係る補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市地域密着型サービス拠点整備等事業費補助金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市地域密着型サービス拠点整備等事業費補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

区分		単価(円)	単位	補助対象経費
地域密着型サービス施設等の整備	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	4,880,000	整備床数	市の計画に基づく施設等の整備（施設と一体で整備されるものであって市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（別の補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費と同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）
	認知症高齢者グループホーム	36,600,000	施設数	
	小規模多機能型居宅介護事業所		施設数	
	看護小規模多機能型居宅介護事業所		施設数	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	6,470,000	施設数	
	介護予防拠点	9,710,000	施設数	
	地域包括支援センター	1,300,000	施設数	
介護施設等の合築等	第2条の施設等を合築・併設	合築・併設する施設に応じ、それぞれ上記の単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる	
空き家を活用した整備	認知症高齢者グループホーム	9,710,000	施設数	
	小規模多機能型居宅介護事業所			
	看護小規模多機能型居宅介護事業所			